様式第１号（第８条関係）

仙台市地域企業デジタル化サポート補助金交付申請書

　　　年　　　月　　　日

　　（あて先）仙台市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者 | 郵便番号 | 〒　　　　－　　　　　　 |
| 本店所在地又は住民登録地 | 　　　　　　　　　　　　　　　 |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 法　人　名又は屋号 | 　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 代表者 | 役　　　職 | 　　　　　　　　　　　　 |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 氏　　　名 | 　　　　　　　　　　　　　印 |

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第３条第１項及び仙台市地域企業デジタル化サポート補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　申請者の基本情報

|  |  |
| --- | --- |
| 申請事業者情報 | □ 中小企業者等 |
|  | 法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資本金又は出資金 | 円 |
| 常時雇用する従業員数(パート・アルバイト含む) | 人 |
| □ 個人事業者 |
| 日中連絡が取れる方 | □ 代表者に同じ※異なる場合は右欄記入要 | フリガナ |  |
| 氏　名 |  |
| 連絡先 | （電話番号）（メール） |

２　補助金交付申請額

　※（様式第1号の２）補助事業計画書をご作成のうえ、転記ください。

|  |  |
| --- | --- |
| （1）ハードウェア導入費にかかる交付申請額 | 円 |
| （2）ハードウェア導入費以外の費用にかかる交付申請額 | 円 |
| **補助金交付申請額**（1）+（2）（上限50万円、1,000円未満切り捨て） | 円 |

３　公益財団法人仙台市産業振興事業団等への事前相談

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事前相談を行った日（1回目） | 令和　年　　月　　日 | 相談対応者 | 【機関名】□公益財団法人仙台市産業振興事業団□仙台市【対応者氏名】　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 事前相談を行った日（2回目） | 令和　年　　月　　日 | 相談対応者 | 【機関名】□公益財団法人仙台市産業振興事業団□仙台市【対応者氏名】　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

※ 相談対応者には、相談に対応した公益財団法人仙台市産業振興事業団又は仙台市の担当者の氏名をご記入ください。

※ 事前相談は２回行わないと当該補助金の申請はできません。

４　市税納付状況確認

|  |
| --- |
| 私（法人を含む。）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を経済局中小企業支援課が税務担当課に照会することに同意します　　　　　　　　　　　同意しません生年月日（　Ｔ・Ｓ・Ｈ　　　　年　　月　　日）※該当するものを○で囲んでください。※申請者が個人事業者の場合で、かつ、同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」の記入をお願いします。 |

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（１通300円の手数料が必要です。）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際は、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。）。

１１　誓約事項

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄**□** | 私は、仙台市地域企業デジタル化サポート補助金の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。 |
| １ | 仙台市地域企業デジタル化サポート補助金事業募集要領の内容を確認しています。 |
| ２ | 納付すべき本市の市税及び他の地方公共団体において納付すべき税を滞納していません。 |
| ３ | 暴力団等との関係を有していません。なお、説明を求められた際には誠実に対応します。 |
| ４ | 同一の申請内容に基づいて、サポート補助金の交付を過去に受けておらず、他の地方公共団体から、サポート補助金と同様の補助金等の交付を受けていません。 |
| ５ | 仙台市地域企業デジタル化サポート補助金第３条第７号に定める大企業からの出資又は役員の受け入れを行っておりません。 |
| ６ | 仙台市地域企業デジタル化サポート補助金第３条第８号に定めるみなし同一法人に該当しません。 |
| ７ | 申請に係る事業について国、地方公共団体その他の者から他の補助金等の交付決定を受けていません。また、当該交付決定を受けた場合には、当該交付決定の通知の到達の日から３０日以内に、その旨を当該交付決定の通知の写しを添えて書面により市長に届け出ます。 |
| ８ | 審査において事業が採択された場合に、本市が開催する採択者向け説明会に参加します。 |
| ９ | 当該事業に係る本市による補助金の交付が決定した場合に、その後当該事業について定期的に本市又は事務局による進捗状況の確認を受けます。 |
| 10 | 審査会において事業が採択された場合に、当該事業に関する事業計画の内容その他の情報について、本市が出版物への掲載、展示、ウェブサイトへの掲載その他の方法により公表することについて同意します。 |
| 11 | 申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名等の情報が公表されることに同意します。 |
| 12 | 申請書類及び添付書類の内容について、本市が警察その他の本市以外の行政機関等に確認等を行うことに同意します。また、当該確認等のため必要な限度において、申請書類及び添付書類に記載の情報を警察その他の本市以外の行政機関に提供することに同意します。 |
| 13 | 虚偽その他の不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき、交付を受けた補助金を他用途に使用したとき及び交付決定の内容や付された条件等に違反したときは、補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還に応じるとともに、仙台市補助金等交付規則第１８条第１項による加算金の納付に応じます。また、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第１８条第２項による遅延損害金の納付に応じます。 |
| 14 | 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物について市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しません。 |
| 15 | 本市から補助金に係る予算執行の適正を期するために必要な報告等の求めや立入検査等があった場合は、これに応じます。 |
| 16 | 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保存します。 |
| 17 | 申請書類等の内容に基づき、本市がアンケート調査等を行うことに同意します。 |
| 18 | 補助金の交付決定を受けた事業者、事業の内容等について本市が公表することに同意します。 |
| 19 | 本市と公益財団法人仙台市産業振興事業団との間で、申請内容等に関して情報提供を行うことに同意します。 |
| 20 | 上記のほか仙台市補助金等交付規則及び仙台市地域企業デジタル化サポート補助金交付要綱の内容に従います。 |